

DCとはDefined Contributionの略です。

平成16年7月9日

6月28日(月)に第10回確定拠出年金連絡会議が開催されました。その際に配布された資料が厚生労働省HP上に公表されましたので、その中から「事業運営の改善」にスポットをあててお届けします。

記載事項のうち、運用指図の内容及び年月日は、保管期限が10年に短縮されます。

(6) 運用商品の除外の要件緩和

【確定拠出年金法施行規則】

運営管理機関が確定拠出年金の運用商品を除外しようとする場合、商品提供会社の解散等により商品の提供ができなくなったときは、商品購入者全員の同意を必要としなくなります。

省令で定める事項：投資信託会社の取消し、商品提供会社の破綻等

(7) 企業型年金の終了に伴う資産の移換期限の

明確化 【確定拠出年金法施行規則】

企業型年金規約が終了した場合、その企業型年金の企業型年金加入者等だった人の個人別管理資産を国民年金基金連合会へ移換する期限が「6ヶ月以内」と明確化されます。

(8) 事業主業務報告書の様式の変更

【確定拠出年金法施行規則】

各運用商品ごとに選択している個人別管理資産額の状況に運用方法を追加記載して報告します。

(注) 運用商品ごとに以下の区分を明確にします。

- (1) 預貯金、信託商品、有価証券、生命保険商品、損害保険商品の分類に区分
- (2)(1)の区分を更に元本確保型、非元本確保型に区分
- (3)個別の商品によるもの(運用商品の選定・提示すべき「3つ以上」に含まれないもの)を区分

(9) 運営管理機関についての事項

【確定拠出年金運営管理機関に関する命令】

添付書類の提出が現行の取扱いに則した形で省令上に規定されます。

- ・ 運営管理機関の登録を申請する際に財務諸表及び登録免許税領収書の写しを添付します。
 - ・ 変更届出時は登録簿の差替えを提出します。
 - ・ 廃業時の引継ぎ書類が様式化され、届出の必要性が明確化されます。
- 運営管理機関の閲覧書類への記載内容で、「使用人の総数」が「運営管理業務に従事する使用人の総数」として明確化されます。

以上

(出典：厚生労働省HP)

確定拠出年金に係る事業運営の改善

(1) 複数事業所が実施する規約の変更手続きの簡素化

規約変更の内容が、すべての実施事業所に係るものでない場合で、あらかじめ規約でその変更に係る事項を定めているときは、その変更に係る実施事業所以外の実施事業所についても同意があったとみなすことができます。

【確定拠出年金法】

具体的な変更に係る事項の例としては、事業所の運営管理手数料、事業所の加入資格、事業所の掛金、事業所の名称等があります。

【通 知】

(2) 適格退職年金等から確定拠出年金への資産移換期限の緩和 【確定拠出年金法施行令】

適格退職年金、厚生年金基金、確定給付企業年金から確定拠出年金へ資産移換する場合の移換期限は、事務処理状況を勘案して、現行の解約等が属する月の「翌月の末日まで」から「翌々月の末日まで」に延長されます。

(3) 軽微な事項の規約変更手続きの簡素化

【確定拠出年金法施行規則】

特に軽微なものとして以下の省令で定める事項の規約の変更等は、労使合意が不要となります。

- ・ 事業主の住所
- ・ 実施事業所の所在地
- ・ 運営管理機関及び資産管理機関の住所

(4) 記録関連運営管理機関の保存情報についての事業主の提供義務化 【確定拠出年金法施行規則】

「企業年金等の加入者の資格喪失年月日」は現状、記録関連運営管理機関が原簿として保存義務を負う情報で、事業主に報告義務はありませんが、今後その提供が義務付けられます。

(5) 記録関連運営管理機関の保存記録の期限短縮

【確定拠出年金法施行規則】

企業型加入者等原簿及び個人型加入者等帳簿の

制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。本資料は、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したものです。その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。